

第一回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会 議事録

会議名	第一回 橿原市営斎場改修・運営事業者選定委員会
開催日時	令和4年7月4日(月) 午後2:00~午後3:30
開催場所	橿原市役所 本庁舎 西棟4F 第1会議室
出席委員	榎村委員、瀬渡委員、荒川委員、堀内委員、高橋委員 以上5名
欠席委員	なし
事務局	環境部：広瀬副部長 環境政策課：吉川課長、西村課長補佐、梶井係長、東主査、吉村主査
発注支援業者	株式会社長大：宇都宮、古川
次第	1. 開会 2. 委員紹介 3. 関係法令について 4. 委員長、職務代理の選出 5. 議事 (1) 会議の公開、非公開について (2) 議事の取扱いについて (3) 事業概要について 6. その他 次回の委員会について <u>(配布資料)</u> 次第 【資料1】委員名簿 【資料2】関係法令 【資料3】施設概要 【資料4】導入可能性調査報告書(概要版)
会議の公開/非公開	公開
傍聴人数	2名
担当部署 (事務局)	環境部 環境政策課 〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18 TEL：0744-47-3511 / FAX：0744-24-9716 E-mail： kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

次第 1：開会

市長より、開会にあたっての挨拶。

次第 2：委員紹介

委員の紹介の後、事務局の職員、当委員会の運営等をサポートする株式会社長大の担当者を紹介。

次第 3：関係法令について

本委員会に係る条例・規則について、事務局より説明。

次第 4：委員長、職務代理の選出について

檀原市営斎場改修・運営事業者選定委員会規則に基づき、委員の互選により、会長に榎村委員を選出。また、同規則に基づき会長の指名により職務代理に瀬渡委員を選出。

次第 5：議事

(1) 会議の公開、非公開について

事務局より説明。

<以下、本議題における意見>

(A 委員)

当委員会の審議において、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報を扱うことになる。また、檀原市情報公開条例第 6 条第 1 項第 6 号の契約その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがある情報といえる。さらには、法人から詳細な情報の提供を受け、検討することになるため、檀原市情報公開条例第 6 条第 1 項第 2 号の法人の正当な利益を害するおそれがある情報にあたる。よって、公開することは不適當である。

(B 委員)

本来は全て公開できれば良いが、審議の内容によっては檀原市情報公開条例第 6 条に該当するようなことが生じる懸念があるので、やむを得ず非公開が良い。

(C 委員)

契約に関する基準を決めていくことになるため、非公開が適切である。

(委員長)

情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号・第 6 号に該当すると思われ、法人の様々な利益に関わる重要な情報も出るため、非公開とし、できるだけ活発な議論をしたい。

【各委員了承】

(2) 議事の取扱いについて

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑内容>

(D 委員)

発言内容をそのまま記載するか、要約して記載するか、発言者の名前を記載するか、肩書のみ記載するか、ということについて、会によって異なると思うが、通常どうしているのか。

(E 委員)

私が経験した中では要約記載が多い。発言者については肩書のみ記載の場合が多い。会議にもよるが、議事録の確定方法は委員長による一括承認が多い。

(D 委員)

各委員にお目通しいただいた方が、議事録が正確になる。

(A 委員)

発言内容を全部記載する場合、作成する事務局が煩雑である。議事録を読み返す委員も煩雑なので、要約記載が良い。発言者の記載について、活発な議論を奨励するためには名前を書かない方が良い。

(B 委員)

議事録については要約記載が良い。発言者の記載については個人が特定できる形ではなく、A 委員・B 委員等、異なる個人であることがわかれば良い。

(C 委員)

要約記載の方が後から見てもわかりやすい。

(委員長)

発言内容については要約記載というのが大半の意見である。活発な議論を進めるため、発言者の記載についてはA委員・B委員のような形式にするか、詳細については事務局に任せる。所属大学名等の肩書が出ないような形式の記載であれば良い。

(事務局)

発言内容の記載に関しては要約記載、発言者の肩書記載に関してはA委員・B委員等、異なる個人の発言であることがわかるような形式がよいと考えます。

(委員長)

それではそのようにさせていただきたい。議事録の確定方法については、事務局で案を作成し、全委員にメール等で送付し、各委員に目を通していただくということによろしいか。

【各委員了承】

(委員長)

それではそうさせていただきたい。それから先ほど説明があったように、会議が非公開の場合でも議事録を後で公開するのか。

(事務局)

当該事業の業者選定が終了し、運営開始となった時点で、最終的に公表するという形式で考えています。

(委員長)

重要な案件であるため、審議内容は後で公開するということにさせていただきたい。

【各委員了承】

(3) 事業概要について

事務局より説明。

<以下、本議題における質疑内容>

(D 委員)

市場調査の結果、事業期間は約 30 年一括で、PFI-RO 方式により実施するということを考えているのか。

(事務局)

そのとおりです。

(D 委員)

市営斎場は建設後 35 年経過しているにも関わらず、しっかりした建築物である。しかし現在、様々な場所でコンビニが葬儀場になったり、家族葬等小規模の葬儀や直葬が多い状況が全国的に拡大している。また、家族の規模の縮小傾向もあるが、親戚一同の集合が難しくなったり、炉前葬が出現したりといったような大きな変化がある。そのような現状で、新しい施設の在り方をこの機会に考えていくことも当委員会の目的である。今後約 30 年となると更に大きな変化があるかもしれないが、現在だけでも大きな変化があるので、限られた空間の中でどのように設備を新しい形に変えていくのか議論することも一つの大きな目的になる。事業方式や財政上の問題等、考える点が多々ある。

(B 委員)

PFI 事業について説明をいただいたが、PFI-RO 方式を前提として進めていくということで理解した。比較検討された DBO 方式について資料 4 に書かれており、DBO 方式との違い、PFI-RO 方式の一番のメリットが責任の所在の明確さにあるということが図式で説明されている。DBO 方式の場合は PFI-RO 方式と似たような図式になると思っていたが、DBO 方式になる場合、どのような図式になるのか。DBO 方式と PFI-RO 方式の違いについて教えていただきたい。

(事務局)

大きな違いとしては、DBO 方式の場合は、檀原市の契約がそれぞれ別の事業者との契約、2 つの契約に分かれることです。

(A 委員)

葬儀の簡素化・小規模化ということについて、直近の約2年の間にコロナ禍によってそのような傾向がどれほど進行したのか、最近の市営斎場の影響の受け方、利用状況を詳しく説明していただきたい。

(E 委員)

大きい方の葬祭場の利用状況について、平成28年度73件、平成29年度93件、平成30年度95件、令和元年度62件、令和2年度37件、令和3年度32件となっており、若干上昇傾向にあったが、その後低下している。平成16年頃が利用のピークであり、約190件の利用があった。1年365日の約3分の2の利用があったが、現在年間32件ということで、10日に1回の利用も無い。この傾向はコロナが流行する前からあった。葬送行為に対する価値観の変化がコロナ禍の前から進行していたと分析している。

(D 委員)

コロナの流行で様々な変化があったが、その以前から葬祭場の利用が大きく減少している。大きい葬祭場について何か検討しているのか。

(事務局)

大きい葬祭場は利用件数がかなり減少しており、今回の事業において一旦解体したうえで、小さな葬祭場を待合棟に設置することを現在想定しています。

(D 委員)

近隣自治体からの葬祭場利用もあるのか。また、それはどれ位の割合か。近隣自治体への影響をどう考えれば良いのか。

(事務局)

大きい葬祭場の利用件数は令和3年度32件ということですが、市外からの利用はその内2件です。大きい葬祭場は市外からの利用が少なく、近隣自治体への影響は少ないと考えています。

(D 委員)

市外からの火葬件数の割合はどれくらいか。

(事務局)

火葬件数は年間約 1600 件ですが、その内、約 300 件が市外からの火葬です。市内料金より市外料金の方がかなり高く設定されていますが、全体の 4 分の 1 から 5 分の 1 が市外からの火葬です。

(C 委員)

資料 4 の改修プランの比較でプラン A、B、C とあるが、プラン C を実現するための業者の選定をしていくのか。資料の中で数字が提示されているが、これは公開されているのか。

(事務局)

お見込みのとおり、プラン C を実現するための業者選定と考えています。また、資料の中で提示している数字はすでに公開されているものですので、問題ありません。

(C 委員)

業者はこの数字を目安にするということか。

(事務局)

そうです。概算の数字ですので、今後は実施方針、要求水準書を定めたうえで、改めて金額は算定し直します。あくまでも金額は目安で、3 つの改修プランの比較のために算出した数字ということでご理解いただければと思います。

(D 委員)

他自治体からの市営斎場使用を受け入れていると思うが、火葬場のリニューアルにあたって、他の自治体との関係や需要について、どのような予測をしているのか。小さい自治体では火葬場を持つことが難しいところもある。橿原市は大きい市であるが、橿原市の人口動態を中心に考えれば良いのか。

(E 委員)

橿原市は中南和の拠点都市ということで、周辺自治体と比較すると人口の多い自治体である。火葬料金については令和 3 年 4 月から条例の改正があり、市内料金 1 万円を 2 万円、市外料金 6 万円を 12 万円にしており、市外料金は市内料金の 6 倍になる。橿原市民は火葬料金が 1 万円から 2 万円になっているが、葬儀会社に支払う金額に占める火葬料金の割合が小さいため、火葬料金の変化に気づくことは少ない。市外料金は 6 万円から 12 万円にな

り、市外から櫃原市営斎場で火葬する件数は若干減少している。以前は市外からの火葬予約によって市民の火葬予約が困難になっていた。年間約 1600 件の火葬をしていたので、火葬炉 6 基では予約が飽和状態になることがあった。市外からの火葬が櫃原市に流入することによって、市外で火葬炉を経営している事業者・団体の経営が困難になっているという情報もあり、条例改正によって対応した。

(D 委員)

火葬炉の数は従来と同じで進めるのか。

(事務局)

今後の予測としては、高齢化が進行し火葬件数が若干増加する見込みですので、火葬炉の数は検討していく考えです。

(A 委員)

動物用の火葬炉があるが、ペットの火葬・葬儀の需要はどれくらいか。需要は伸びているのか。

(事務局)

ペット火葬について、現在は一体毎の火葬・収骨はできない状態です。しかし、ペット火葬は近年増加傾向にあり、ペットも家族の一員という考えが多くなっています。そこで今回、運用の見直しを行い、収骨等の対応が可能となる運用方法を検討中です。他市町村の視察を行いました。運用の仕方では収骨の対応をしている市町村もありますので、この内容を踏まえて、ペット火葬についても検討を進めていきます。

(B 委員)

大きい葬祭場は解体して駐車場にするということについて、大きい葬祭場の需要が非常に少なくなっており、大きい葬祭場が担っていた需要分は民間の葬祭場で十分賄えるという市の判断かと思うが、市民へのアナウンスも含めて、どのような見通しになっているのか。

(事務局)

近年、セレモニーホールが市内で増加しており、7、8 件程度、櫃原市内にあります。そういった現状を踏まえますと、大きい葬祭場を市が担うという役目は一旦終えたと考えます。事業者を決定した段階で、そういったことを市民の方へアナウンスしていくべきであると

思います。

(D 委員)

先ほどの説明によると、待合棟の中に家族葬祭場のようなものがあるのか。

(事務局)

待合棟の中に小さな家族葬ができる葬祭場を作ろうという考えです。スケジュール上、待合棟の中で家族葬祭場の整備が完了した後、大きい葬祭場を解体して駐車場にしていくことを考えています。

(D 委員)

今でも待合棟の中で家族葬をやっているのか。

(事務局)

約 10 人の家族葬ができるスペースがありますので、そちらで今も家族葬は行っています。待合ロビーの部分が広いスペースになっており、利用が少ない状況ですので、このスペースを活用して、約 30 人の家族葬ができるような家族葬祭場の改修を考えています。

(C 委員)

事業の開始は令和 5 年 10 月からということであるが、今後のスケジュールを教えてください。

(事務局)

今後のスケジュールにつきましては改めてお示ししますが、第 2 回目の委員会につきましては日程調整をさせていただいて、8 月中旬頃の開催を考えています。その後の開催につきましては全部で 5～6 回の開催を予定しています。

(委員長)

本日は施設概要、事業方式、大枠のところでおられる内容等を説明していただいた。詳細については 5～6 回の委員会の中で検討したい。現時点では大枠のところでご理解いただいたということよろしいか。

【各委員了承】

次第6：その他

○ 次回の委員会について

事務局より説明。

- ・次回の選定委員会は8月中旬頃の開催を予定しており、委員には改めて連絡する。

次第7：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。